

CDG お取引先行動指針

2023年1月
株式会社 CDG

この度、CDG サステナビリティ基本方針として 1. 社会に対する新しい可能性や価値の提供、2. 働きがいのある職場作り、3. 法令と社会規範の順守、4. 公正な取引の推進、5. 地域社会への参加を定めました。

CDG サステナビリティ基本方針: <https://www.cdg.co.jp/sustainability/policy/>

この「CDG お取引先行動指針」(以下「本行動指針」といいます。) は、CDG はもとより CDG がお取引をする物品や役務の品質管理、製造または提供過程において、お取引先様とともに社会的責任を果たすべくその行動指針を定めたものです。お取引先様におかれましては、委託先様とともに法令や社会的規範および本行動指針を遵守して事業活動を行っていただきますようお願いいたします。

1. 法令遵守

- ① 適用されるあらゆる法令その他の社会的規範を遵守して事業活動を行う。
- ② 企業間取引に関する法律、消費者保護のための法律、知的財産保護のための法律、環境保護のための法律、自社事業にかかわる各種業法など、各種法令および関係省庁からの告示・細則などの遵守と法令等の改正へ速やかに対応する。
- ③ 自社事業において、法令上、免許の取得、行政機関等への登録等を要する場合は、これを確実に行う。また、定期的に更新の必要がある場合も同様に確実にを行う。
- ④ 自社事業において、法律上、有資格者等の配置が求められている場合には必ず配置を行う。
- ⑤ 暴力団、暴力団員、暴力団関係企業などの反社会的勢力とその共生者とは一切つながりを持たない。

2. 製品の安全

- ① 製品設計にあたっては、当該製品が日本（および生産国）の法令等で定められた安全基準を満たすように設計を行う。
- ② 製品が通常有すべき安全性（使用禁止物質等が使用されないこと、または製品に残留しないことを含む）、業界団体などの安全性ガイドラインを遵守する。
- ③ 使用禁止物質などの使用や製品への残留が疑われる場合は、評価試験を実施して確認を行う。
- ④ 製品を供給する取引先様は製造物責任保険（PL 保険）に必ず加入する。
- ⑤ 各種法令、行政機関等の告示・細則等で定められている表示や原材料、成分などの製品表示、業界団体などが規定する製品原材料などの製品表示、原産国表示を行う。
- ⑥ 製品の安全性に対してリスクが発生した場合は、情報の公開、責任の所在の明確化、行政機関への報告などを行う。

3. 労働者の安全と人権の尊重

- ① 従業員を雇用する際には、現地法令に基づいた雇用可能な年齢の労働者と適切な労働契約書を締結する。
- ② 労働者の安全や衛生に配慮した労働環境を提供し、就業中に発生する可能性がある事故や健康被害を防止する。（機械装置や工場設備への安全機構の装備、その定期的な検査とメンテナンスなどを含む）
- ③ 労働者の労働時間が法令の定めを超過しないよう適切に管理する。
 - ◆ 超過勤務時間を含めた1週間あたりの労働時間が法定限度を超過しない。
 - ◆ 年間所定労働日数が法定限度を超過しない。
 - ◆ 法令に定められた休日と年次有給休暇を保証する。
- ④ 定められた最低賃金額を遵守し不当な賃金減額を行わないこと。時間外勤務手当は適正に支払う。
- ⑤ 労働者の雇用、処遇にあたり、人種、国籍、性別、年齢、信条、心身における障がいの有無などにより、不当に差別を行わない。
 - ◆ 労働者本人の能力・適性・成果など合理的な理由以外での採用・昇進・賃金・報酬・研修教育の機会・処遇の差別を行わない。
 - ◆ 政治的所属、政治的見解、性的指向、組合加入の有無、配偶者の有無などを理由にした差別的な取扱いを行わない。
 - ◆ 健康診断や妊娠検査を理由として、機会均等または処遇において公平性を欠く行為を行わない。
- ⑥ 各国、各地域における若年労働者に関する法令を遵守し、若年労働者に夜間、または危険な環境で労働をさせない。
- ⑦ 性的・権力的またはその他ハラスメントを禁止し、防止策を実施する。
- ⑧ 労働者に対して性的嫌がらせ・虐待、身体的懲罰、精神的・身体的強要、暴言による虐待などの過酷で非人道的な扱いをしない。
- ⑨ 現地法令に従い、自己の選択によって労働組合の結成と加入ができるようにする。
- ⑩ 労働者の自由意志における雇用、労働者の合理的な通知による離職の権利を保障する。強制的労働をさせない。
 - ◆ 日本において外国人を雇用する場合は、法令に従い在留資格確認と行政機関への届け出を行う。
 - ◆ 労働者が保有すべき、身分証明証、パスポート、労働許可証などを雇用者が預かったりしない。

4. 地球環境の保全

原材料の調達、製造、供給などあらゆる場面で地球環境に配慮した事業を行い、持続可能な社会の実現に貢献する。

- ① 各国・地域の環境に関する規制および国際条約を遵守する。
- ② 国際条約または法令で禁止されている化学物質を使用しない。
- ③ 廃棄物・排気・排水は適正に管理し、環境汚染を予防する。
- ④ 生物多様性の重要性を認識し、保全に努める。
- ⑤ 環境に優しい技術の開発と普及に努め積極的に導入する。

5. 公正な取引

- ① 公正、透明、自由な取引を阻害する行為を行わない。
- ② 優越的な地位を濫用することにより、取引先の不利益になるような行為を行わない。
- ③ 下請法を遵守する。
- ④ 政治・行政とは健全な関係を保つよう努め、政治家、公務員またはそれに準じた者に、業務上の見返り（許認可取得、取引獲得、秘密情報の入手等）を求めて利益や便宜の供与を行わない。
- ⑤ 取引の相手方に対しての社会通念上妥当な範囲を超えた、接待・贈答を行わない。
- ⑥ 製品やサービスの生産・開発、販売・提供を行う場合は、第三者の知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、営業秘密、商品形態など）が及んでいないことについて、十分な調査を実施する。
- ⑦ 第三者の知的財産権を自社の製品やサービスに利用する場合は、権利者から正当なライセンスを受ける。

6. 機密漏洩防止・情報管理

情報資産の「機密性」「完全性」「可用性」が保たれ、故意、または過失による情報漏洩、盗難、改ざんおよび破壊等の脅威から保護する。

- ① 情報セキュリティを維持管理するための組織体制を確立し役割と責任を定める。
- ② 全ての情報の使用は業務目的の達成のためだけに限定し、目的外使用や私的使用を禁止し他人に利用させない。
- ③ 情報セキュリティ関連規程を制定・維持し、全従業員に対し教育・訓練を定期的に行う。
- ④ 情報セキュリティ事件・事故の発生に備え、効果的な対策を迅速に行うための体制と手順を確立する。
- ⑤ 災害や事故等の発生に備え、事業継続計画を策定し、情報セキュリティの確保に努める。
- ⑥ 情報セキュリティに関する法令、規制および契約上の義務を遵守する。

- ⑦ 自主点検および内部監査を実施し、情報セキュリティ関連規程が遵守され、情報セキュリティを確保するための管理策が妥当かつ有効であることを検証し是正する。
- ⑧ 従業員のソーシャルメディア利用による情報漏洩、人権侵害、違法行為等を防止する為に利用管理規程等を定め教育に努める。

7. 個人情報の保護

個人情報の保護は事業の重要課題および社会的責任であり、全役職員が取り組む義務と位置づけて適正に業務を行わせる。

- ① 特定された利用目的以外に個人情報を利用せず、当該利用目的の範囲を超えて利用する場合は予め本人の同意を得る。
- ② 個人情報や機密情報の不正な取得、利用、開示またはこれらの漏洩がないよう、適切な情報管理体制を整える。
- ③ 個人情報を保護するための組織体制を確立し、役割と責任を定める。
- ④ 個人情報（一般顧客、取引先関係者、第三者、自社役職員）や、自社および取引先等関係先の機密情報に関する社内の管理体制や保管体制を整備し、その良好な状態を保つために定期的な監査を実施する。